

湖南省電子入札心得

(目的)

第1条 湖南省が発注する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託(以下「建設工事等」という。)の一般競争及び指名競争入札(以下「入札」という。)における電子入札を行う場合の事務の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、湖南省契約規則(平成16年湖南省規則第49号)、湖南省建設工事等電子入札実施要領及びその他の法令に定めるもののほか、この心得によるものとする。
(入札保証金等)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札保証金を湖南省契約規則第9条により免除を受けた場合を除いて、現金による納付のほか次に掲げる担保により入札執行時までになめなければならない。

- (1) 国債、地方債その他国又は地方公共団体の保証のある債券
- (2) 市長が確実と認める金融機関の支払保証のある小切手
- (3) 市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券
- (4) その他市長が確実と認める有価証券

2 前項に規定する有価証券の担保は、国債、地方債、小切手及び定期預金債券にあつては額面金額又は券面金額、その他の債券にあつては額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格)の10分の8に相当する金額によるものとする。

(電子入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 設計図書等の入手は、入札情報公開システムからダウンロードにより入手すること。やむを得ない事情により、ダウンロードができない場合は、契約担当者へ問い合わせること。

3 入札書及び見積内訳書等は、入札書受付締切日時までに、湖南省電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により提出しなければならない。

4 電子入札システムを使用して送信する添付ファイル等については、送信前に必ずウイルスチェックを行うこと。

5 入札参加者は、代理人をして電子入札システムによる入札をさせることはできない。

6 入札参加者が1者となった場合においても、入札は有効とする。

(紙入札)

第4条 入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付期間内に紙入札参加届出書(様式第6号)、入札書(様式第1号)及び見積内訳書等を、契約担当者まで直接持参すること。入札執行者が届出を受理した場合に限り紙入札を行うことができる。

2 入札書及び見積内訳書等は、開札日、契約番号、工事(委託)名及び入札書が在中している旨を記載した1通の封筒に入れ、必ず封じ目全てに代表者印で封印のうえ提出すること。(封じ目すべてに押印のこと。)

- 3 提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできない。
- 4 入札参加者は代理人をして紙入札を行う場合、当該代理人は委任状（様式第2号）を持参しなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。（入札の辞退等）

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、既に提出した入札書は撤回できない。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。また、紙入札により入札を辞退するときは、前条に基づき提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 指名を受けたにもかかわらず、指定された時刻までに入札書を提出しない、又は第2項の規定に基づき入札を辞退する旨の申し出をしなかった場合は、入札を棄権したものとする。
- 5 入札を棄権した者は、以後の指名競争入札において指名を保留することがある。（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

- 2 入札の執行に際して、システム障害、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
 - (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札
 - (3) 改ざんされた事項を含む入札
 - (4) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
 - (5) 入札書記載の金額、氏名、入札者の電子署名又は当該電子署名に係る電子証明書その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 同一入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
 - (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- （落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 予定価格を事後公表とする入札については、入札回数は3回までとする。ただし、1者でも入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

2 予定価格を事後公表とする入札において、最低制限価格を設定した場合、最低制限価格未満の入札は失格とする。失格となった場合、次に2回目もしくは3回目の入札を行う際には、これに参加することはできない。また、第8条に基づき、入札が無効となった場合も同様とする。

3 予定価格を事前公表とする入札については、入札回数は1回とする。また、予定価格超過の入札又は最低制限価格未満の入札は失格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。

(契約書の提出等)

第12条 落札者は落札決定の通知を受けたときは、落札決定通知書に記載の日までに、入札通知書で指定された履行保証措置を講じ、契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(契約保証金等)

第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、請負代金額が130万円未満の場合には、契約保証金を免除する。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第13条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。ただし、請負代金額が130万円未満の場合には、契約保証金を免除する。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。

- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求ことができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。